

警察庁「警察行政手続サイト」を利用する場合の 注意事項

1 利用対象

- (1) 既に許可を受けている道路使用の許可期間の更新
- (2) 既に許可を受けている道路使用の記載事項の変更
※ 軽微な変更に限られます。
- (3) 既に許可を受けている道路使用の許可証の再交付
- (4) 例年（定期的に）実施している道路使用であって、道路使用の内容がこれまでと同一のもの
※ 一般交通への影響が大きい道路使用は対象外となります。

2 申請データ量

送信できるデータ量は「3.5メガバイト」までです。

データ量が3.5メガバイトを超える場合は

- ・従来どおり窓口における申請

又は

- ・添付出来なかった資料を申請先警察署交通係へ郵送

※ 申請自体はサイトから行ってください。

をお願いいたします。

3 申請書類等の訂正

書類の訂正等は申請先警察署への来訪やメールにより行います。

※ 警察行政手続サイトは申請を中継するものであり、申請後の連絡等は申請先の警察署と直接行うこととなります。

4 許可証の交付

申請先警察署窓口での交付となります。

※ 交付予定日は電話等により連絡いたします。

5 手数料の取扱い

許可証交付時に「**2,300円分の福島県収入証紙**」が必要となります。

※ 変更届・再交付申請は手数料無料です。